

計画相談支援等を進める上での市区町村・都道府県・国の役割分担

* 「計画相談支援・障害児相談支援の体制整備を進めるに当たっての基本的考え方等について」(平成26年2月27日付地域生活支援推進室事務連絡)より抜粋

<市区町村の役割> 支給決定を行う立場、体制整備に関して一義的な責任

- ・ 障害福祉計画の策定に当たってサービス利用者数等について見込み(* 従来からの業務)→それに応じてサービス等利用計画の作成やモニタリング等の件数を見込む(障害児通所支援の利用者数についても合わせて考慮)
- ・ 管内又は近隣の事業所に対して特定相談支援事業所等の開設の働きかけ
- ・ 事業所側として将来的な業務計画等を立てることができる環境づくり(例:半年後・1年後にどの程度の件数が見込まれるのか等の情報を事業所側に提供)
- ・ 基幹相談支援センターの設置等を通じて、研修の実施による人材育成や特定相談支援事業所等からの困難事例等に関する相談、当該事例等について地域の関係機関へのフィードバック等の体制を作ることが望まれる
- ・ 協議会を活用し、障害福祉サービス事業者とのサービス等利用計画の作成の必要性の共有、計画的なサービス等利用計画等の対象者の選定等の取組

<都道府県の役割> 管内市区町村の支援、特に相談支援専門員の養成確保

- ・ 管内市区町村における計画相談支援等の進捗の見込みを集約→当該都道府県内における相談支援専門員の必要数の見極め→その確保のために十分な規模の養成研修の実施
- ・ 計画相談支援等の進捗率を定期的に把握して市区町村に還元、進捗率の低い市区町村の課題の把握や適切な支援

計画相談支援・障害児相談支援にかかる新規加算の要件について

○特定事業所加算（計画相談支援・障害児相談支援共通） 単位数：300単位

事業所の質の担保や相談支援専門員のスキルの向上の観点から、以下の要件すべてに満たしている場合に算定

- ① 常勤・専従の相談支援専門員を三名以上配置。そのうち、相談支援従事者現任研修を修了した相談支援専門員を一名以上配置
- ② 利用者に関する情報又はサービス提供に当たっての留意事項に係る伝達等を目的とした会議を定期的開催
- ③ 二十四時間連絡体制を確保し、かつ、必要に応じて利用者等の相談に対応する体制を確保
- ④ 新たに採用する全ての相談支援専門員に対し、現任研修を受けた相談支援専門員の同行による研修を実施
- ⑤ 基幹相談支援センター、委託相談支援事業所又は協議会から支援が困難な事例を紹介された場合においても、当該事例に係る者に相談支援を提供
- ⑥ 基幹相談支援センター等が実施する事例検討会等に参加

○初回加算（障害児相談支援のみ） 単位数：500単位

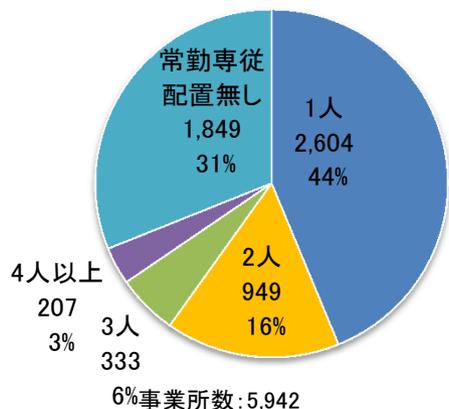
保護者の障害受容ができないこと等により、以下のいずれかを満たす場合は、特にアセスメントに係る業務負担として、評価する。

- ① 新規に障害児支援利用計画を作成する場合
- ② 前六月間において、障害児通所支援・障害福祉サービスを利用していない場合

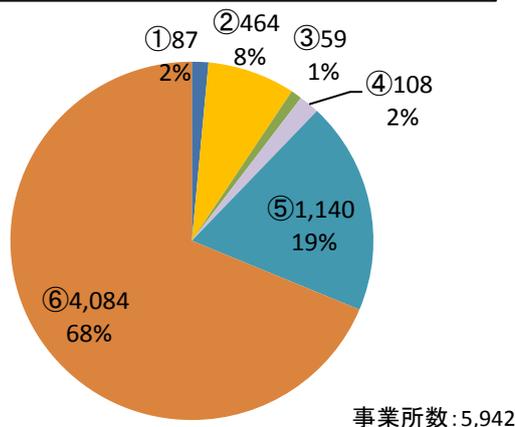
計画相談支援・障害児相談支援にかかる特定事業所加算の創設について

- 相談支援専門員の数が少ない特定相談支援事業所では、スキルを向上するための研修や事例検討等を事業所内で実施することは体制上困難。一方で、整った人員体制や関係機関との連携等により、質の高い計画相談支援が提供されている事業所もあり、事業所によって、提供体制に差が生じている
- 平成27年度以降障害福祉サービスや地域相談支援の支給決定に当たって、市町村はサービス等利用計画案の提出を求めるものとされており、サービス等利用計画案の作成も含めた計画相談支援の提供に当たって、事業所の質の担保や相談支援専門員のスキルの向上が、今後重要になると考えられる

指定特定・指定障害児相談支援事業所における
常勤・専従の相談支援専門員配置状況



指定特定・指定障害児相談支援事業所の
対応日・対応時間



- ①365日対応+24時間 (夜間は夜勤又は宿直) 対応
- ②365日対応+24時間 (夜間は携帯) 対応
- ③365日対応+24時間 対応なし
- ④365日対応していない +24時間 (夜間は夜勤又は宿直) 対応
- ⑤365日対応していない +24時間 (夜間は携帯) 対応
- ⑥365日対応していない +24時間 対応なし

○基幹相談支援センター設置市町村数

- 24' 156箇所 (9%)
- 25' 314箇所 (18%)
- 26' 367箇所 (21%)

○委託相談支援事業所設置市町村数

- 24' 1,482箇所 (85%)
- 25' 1,528箇所 (88%)
- 26' 1,552箇所 (89%)

質の高い計画相談支援を提供するための体制整備や関係機関との連携の必要性

○特定事業所加算を新たに創設 (単位数:300単位)

以下の要件すべてに満たしている場合に算定

- ① 常勤・専従の相談支援専門員を三名以上配置。そのうち、相談支援従事者現任研修を修了した相談支援専門員を一名以上配置
- ② 利用者に関する情報又はサービス提供に当たっての留意事項に係る伝達等を目的とした会議を定期的で開催
- ③ 二十四時間連絡体制を確保し、かつ、必要に応じて利用者等の相談に対応する体制を確保
- ④ 新たに採用する全ての相談支援専門員に対し、現任研修を受けた相談支援専門員の同行による研修を実施
- ⑤ 基幹相談支援センター、委託相談支援事業所又は協議会から支援が困難な事例を紹介された場合においても、当該事例に係る者に相談支援を提供
- ⑥ 基幹相談支援センター等が実施する事例検討会等に参加

初回加算の創設について

- 障害児相談支援の利用に係る初期段階においては、保護者の障害受容ができない等により利用者の生活状況や保護者の意向等を把握するに当たって、特にアセスメントに時間や労力を要するとの指摘がある。
- このアセスメントを含めた、相談業務を行うに当たっては、平成27年7月にとりまとめられた「障害児支援の在り方に関する検討会」において、「相談支援専門員は、保護者の「気づき」の段階からの丁寧に配慮された発達支援、家族を含めたトータルな支援、関係者をつなぐことによる継続的・総合的なつなぎの支援を行い、また、（中略）。特に、サービスを利用する障害児を支え、気持ち揺れ動く保護者にも寄り添うことができる専門家としての役割を求められている。」として、障害児相談支援を実施する上での初期段階等の重要性が報告されたところ。
- このため、こうした部分について必要な業務負担として、新たに初回加算を創設する。

○初回加算 単位数：500単位

以下のいずれかを満たす場合は、特にアセスメントに係る業務負担として、評価する。

- ① 新規に障害児支援利用計画を作成する場合
- ② 前六月間において、障害児通所支援・障害福祉サービスを利用していない場合

きめ細かいモニタリングの実施について

- モニタリングの実施については、標準期間として、対象者の状況等に応じて、1月、6月、12月ごとに行うことを目安として示しており、それらを市町村が対象者の状況等を勘案して個別に定める仕組みとしているところであるが、利用している障害福祉サービスや障害児通所支援をもって、一律に設定されているとの指摘がある。
- 利用者への適切なマネジメントを継続的・効果的に行うため、きめ細かいモニタリングを実施できるよう対応

(現行の標準期間)

- ① 新規又は変更によりサービスの種類、内容、量に著しく変更があった者 → 利用開始から3ヶ月間、毎月
- ② 在宅の障害福祉サービス利用者(障害児通所支援を含む)又は地域相談支援利用者 ※①を除く → 6ヶ月ごと
ただし、以下の者(従前の制度の対象者)を除く。 → 毎月
 - ・ 障害者支援施設からの退所等に伴い、一定期間、集中的に支援を行うことが必要である者
 - ・ 単身の世帯に属するため連絡調整を行うことが困難である者
 - ・ 常時介護を要する障害者等であって、意思疎通を図ることに著しい支障があるもののうち、四肢の麻痺及び寝たきりの状態にあるもの並びに知的障害又は精神障害により行動上著しい困難を有する者
- ③ 障害者支援施設、のぞみの園、療養介護入所者、重度障害者等包括支援 → 1年ごと

○ きめ細かいモニタリングの実施が必要な対象者

例えば次のような利用者については、標準期間よりきめ細かに2、3月ごとに実施する取扱いとする。

(計画相談支援)

- a 就労や社会参加のために能力の向上等必要な訓練を行っている者
- b 生活習慣等を改善するための集中的な支援の提供後、引き続き一定の支援が必要である者
- c 障害福祉サービスのみ利用している65歳以上の者
- d 利用する指定障害福祉サービス事業者の頻繁な変更やそのおそれのある者

(障害児相談支援)

- a 学齢期の長期休暇等により、心身の状態が変化のおそれのある者
- b 就学前の児童の状態や支援方法に関して、不安の軽減・解消を図る必要のある保護者

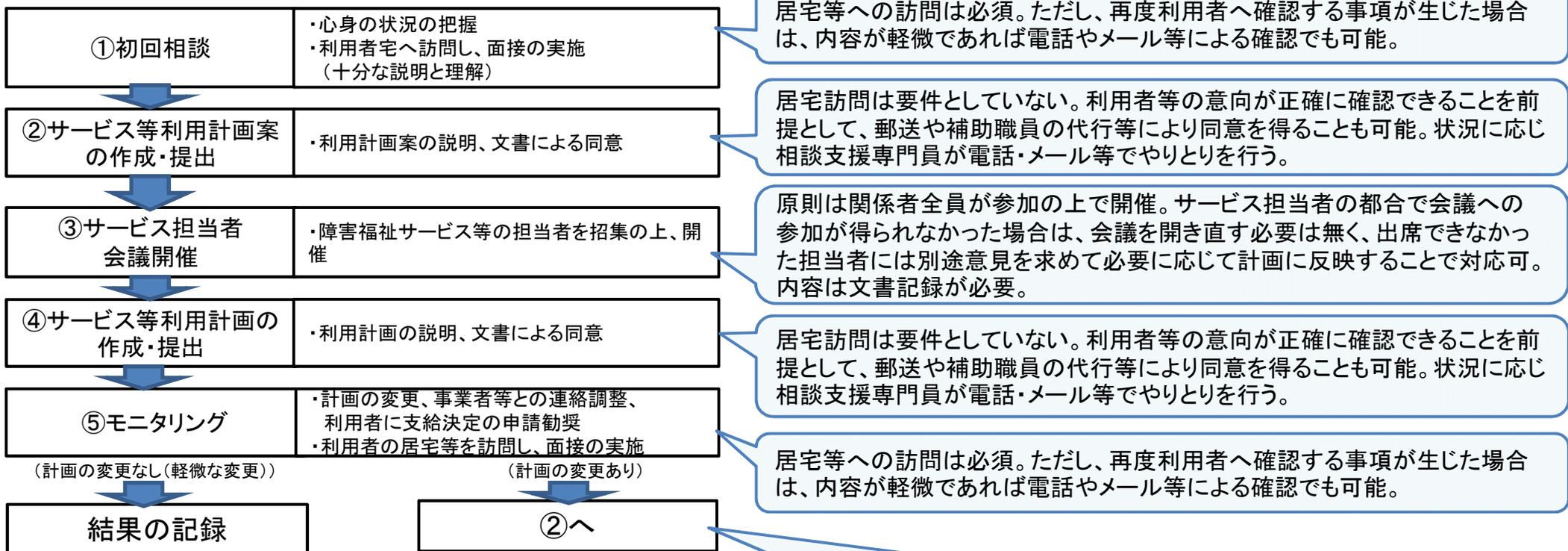
計画相談支援等の完全実施に向けた体制整備の加速化策(ポイント)

* 「計画相談支援・障害児相談支援の体制整備を進めるに当たっての基本的考え方等について」(平成26年2月27日付地域生活支援推進室事務連絡)より抜粋

(市区町村に求められる配慮の例)

- 基幹相談支援センターや委託相談支援事業所と連携し、各相談支援事業所の繁忙状況を確認の上、特定の相談支援事業所に業務が集中しないよう配慮
- 支給決定・受給者証発行に当たって、
 - ・利用者の同意の上、受給者証や支給決定の変更通知の写しを、直接市町村から相談支援事業所等に送付
 - ・支給決定の予定月よりも早期に相談支援事業所に情報提供し、十分な時間的余裕を確保
 - ・支給決定に当たって、期限を利用者の次の誕生日等までとして計画相談支援の業務量を分散

○特定相談支援事業所等における柔軟な対応の工夫例



軽微な変更の場合や変更が無い場合は、利用者の同意やサービス担当者会議の開催は不要。

再度居宅等への訪問は必須ではなく、電話やメール等による確認でも可能。

「セルフプラン」を受け付けるに当たっての留意事項(ポイント)

* 「計画相談支援・障害児相談支援の体制整備を進めるに当たっての基本的考え方等について」(平成26年2月27日付地域生活支援推進室事務連絡)より抜粋

<基本的考え方>

- 「セルフプラン」自体は、障害者本人(又は保護者)のエンパワメントの観点からは望ましいもの。一方、市区町村が計画相談支援等の体制整備に十分に力を入れないまま安易に「セルフプラン」の提出を誘導しているとの指摘もある。一定の原則が必要。

<留意事項(ポイント)>

○「セルフプラン」を・・・

- ① 「申請者が希望する場合」:申請者の自由な意思決定が担保されていることが前提
- ② 「身近な地域に指定特定相談支援事業者等がない場合」:市区町村(都道府県)が必要な事業者の誘致に向けた努力を行ってもなお体制が確保されない場合が前提
→ 各市区町村は、平成27年度に向けた体制整備を各市区町村・都道府県が進めている中で、体制整備に向けた努力をしないまま安易に申請者を「セルフプラン」に誘導することは厳に慎むべき。

○上記(②)の場合には、市区町村は・・・

- ・ 日頃から、相談支援事業者等の充足に向けた支援を図るべき。
- ・ 管内の障害福祉サービス事業所の状況に関する情報提供や記載方法に関する説明や相談等十分な支援を行うとともに、モニタリングに代わるものとして、市区町村が本人の状況を定期的に把握すべき。
- ・ 支給決定の更新時には、相談支援事業者等がサービス等利用計画を作成すべき。

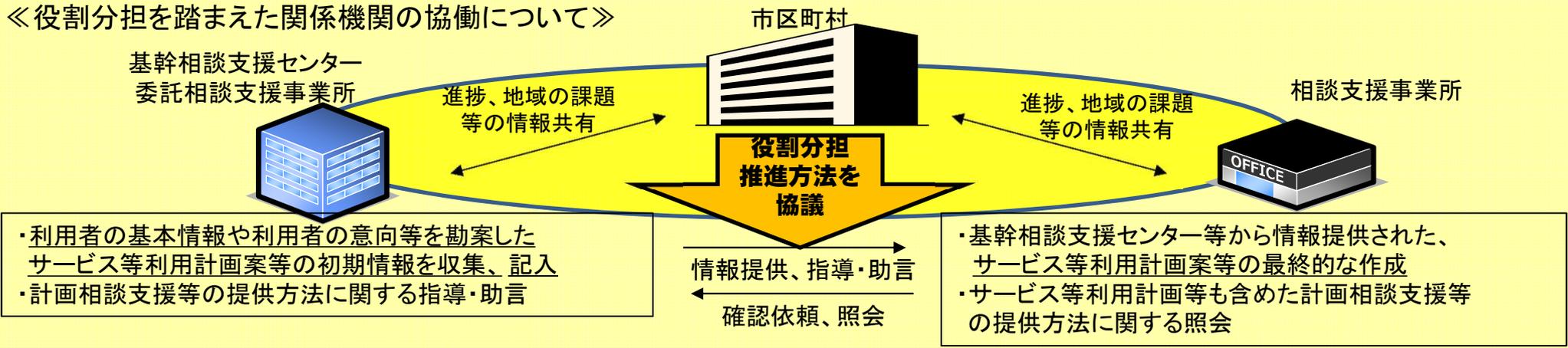
サービス等利用計画等の作成の効率的な実施について

平成26年9月26日事務連絡「計画相談支援・障害児相談支援の推進等」について

《平成26年2月27日事務連絡の周知・徹底について》

- 全ての利用者についてサービス等利用計画等の作成等が行われることを原則とした理由、体制整備のために都道府県・市区町村の担うべき役割、当省において進めている支援策等について改めて整理するとともに、
- (1) 計画相談支援等の完全実施に向けた体制整備の加速化策として考えられる手法
- (2) 特定相談支援事業所等の作成に代えて提出することができる「セルフプラン」を受け付けるに当たっての留意事項について、新規事業所や新たに従事した相談支援専門員に改めて周知

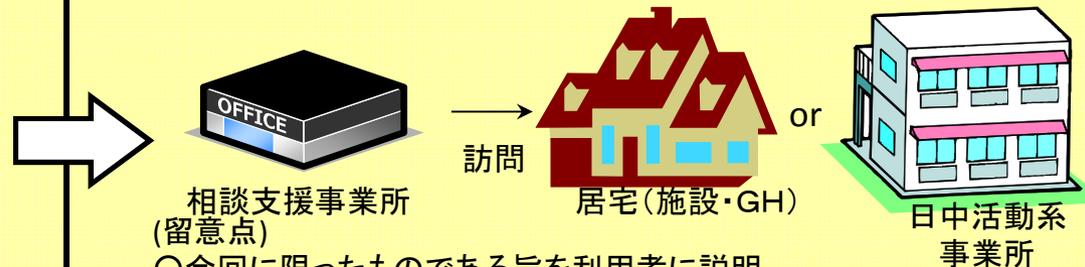
《役割分担を踏まえた関係機関の協働について》



《サービス利用支援におけるアセスメントの実施場所に係る緊急的な措置について》※モニタリング・障害児相談支援は対象外

【本来(現行)】

【27年3月末→28年3月までの暫定措置】



※ 基準省令第15条第2項第六号「相談支援専門員は、アセスメントに当たっては、利用者の居宅等を訪問し、利用者等に面接しなければならない。

- 今回に限ったものである旨を利用者に説明
- 家庭状況等の確認が必要な場合は、適切に居宅訪問
- 家族へも面接の趣旨の十分な説明を電話等で実施

市町村における代替プランについて

* 「障害保健福祉関係主管課長会議資料」(平成26年11月4日)より抜粋

<概要>

- 平成27年度に支給決定を行う利用者に対して、指定特定相談支援事業者等がサービス等利用計画案等が作成できる目途が立たない場合は、暫定的な措置として、各市町村の責任において、サービス等利用計画案等の代替となる計画案(以下「代替プラン」という。)を作成する。

なお、当該措置は、計画相談支援等の提供が未だ受けられていない利用者のための平成27年度に限った緊急かつやむを得ない措置

<留意事項(ポイント)>

① 計画相談支援等と同等の質の確保について

代替プランの内容及び質は、指定特定相談支援事業者等が作成するサービス等利用計画案等と同等の水準となるよう各市町村において取り組む。具体的には、

- ・ 計画相談支援等における、居宅等の訪問やサービス担当者会議の開催、モニタリングの実施等の運営基準に準ずる業務を実施
- ・ 作成に当たっては、障害福祉行政の相談業務等に一定期間従事した職員が実施 等

なお、市町村は、次回のサービス等利用計画等の作成等については、新たに確保した指定特定相談支援事業者等に速やかに依頼できるよう、市町村が代替プランを作成した利用者をリスト化し、管理すること。

② 適切な時期の指定特定相談支援事業者等への引き継ぎ

市町村による代替プランの作成については、緊急的な措置であることから、次回の支給決定時においては、指定特定相談支援事業者等の体制の整備を図るとともに、代替プランの内容や利用者に関する状況を指定特定相談支援事業者等に適切に引き継ぐこと。

※ 都道府県は、市町村が作成する代替プランについて、次回の支給決定時まで指定特定相談支援事業所等に適切に引き継がれているかどうかを定期的に把握し、必要に応じて、市町村に対し、体制整備に関する助言・指導を行う。

2 基幹相談支援センター及び協議会について